

奈良県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
医療法人 やわらぎ 会	生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	訪問看護 ステーション ピノキオ	生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	(所在地) 生駒郡三郷 町立野南三 一八	(所在地) 生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	平成三十年 三月十二日
医療法人 やわらぎ 会	生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	居宅介護 支援事業 所ピノキオ	生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	(所在地) 生駒郡三郷 町立野南三 一八	(所在地) 生駒郡三郷 町立野南二 一九一三一	平成三十年 三月十二日